**SAFE型新株予約権投資契約書**

**別紙1**の「投資家」欄記載の者（以下個別に「**各投資家**」といい、総称して「**全投資家**」という。）及び**別紙1**の「対象会社」欄記載の株式会社（以下「**対象会社**」といい、各投資家及び対象会社を個別に「**各当事者**」といい、総称して「**全当事者**」という。）は、各投資家による対象会社の新株予約権の引受けに関して、20●●年●月●日（以下「**本締結日**」という。）付で、以下のとおり、SAFE型新株予約権投資契約書（以下「**本契約**」という。）を締結する。

# **第1条（定義）**

　本契約で用いる用語の意味は、別途本契約で定義する場合を除き、以下の各号に定める意義を有する。

1. 「株式等」とは、株式（種類を問わない。）、新株予約権、新株予約権付社債その他株式の交付の請求若しくは取得が可能な証券又はこれらに類する権利をいう。
2. 「関係者」とは、ある特定の者について、株式等の保有、融資等の与信、契約等、人的関係その他の原因を問わず、直接又は間接に、当該者を実質的に支配し、又は当該者と実質的に共通の支配下にある者をいう。
3. 「許認可等」とは、関連する国内外の法令等により要求される国、地方、州、都市その他の司法・行政機関等による又はこれらに対する国内外の許可、認可、免許、承認、同意、免除、登録、届出、報告、申請その他これらに類する行為又は手続を個別に又は総称していう。
4. 「契約等」とは、書面によるか口頭によるかを問わず、契約、取決めその他の合意をいう。
5. 「司法・行政機関等」とは、国内外の裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関・行政機関（公正取引委員会その他の競争法に関する規制機関を含む。）及び国内外の金融商品取引所その他の自主規制機関を総称していう。
6. 「司法・行政機関等の判断等」とは、司法・行政機関等による判決、決定、命令、裁判上の和解、勧告、指示、指導その他の判断を総称していう。
7. 「多数投資家」とは、本新株予約権に係る払込金額の総額のうち、合計で50％超に相当する金額を出資した単独又は複数の投資家（複数で当該割合以上の出資金額となる場合は、当該複数の投資家の総称）をいう。
8. 「転換」とは、ある種類の株式等を対象会社が取得し又はある種類の株式等が行使され、それと引換えに別の種類の対象会社の株式等を交付することをいう。
9. 「反社会的勢力」とは、次のいずれかに該当する者を個別に又は総称したものを意味する。

(i) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「**暴力団員等**」と総称する。）

(ii) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

(iii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

(iv) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害等を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

(v) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者

(vi) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

1. 「法令等」とは、国内外の法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制（国内外の立法機関又は司法・行政機関等によるものを含む。）を個別に又は総称していう。

# **第2条（対象会社の新株予約権の割当て及び引受け）**

1. 　対象会社は、**別紙2.1**記載の払込期日（以下「**本払込期日**」という。）において、**別紙2.1**の内容のSAFE型新株予約権を、各投資家に対して、**別紙1**の「引受新株予約権数」記載の個数をそれぞれ割り当て、各投資家は各々個別にこれを引き受ける（以下、本項に基づき引き受けられる新株予約権を個別に又は総称して「**本新株予約権**」という。）。

2. 　各投資家及び対象会社は、各投資家が本新株予約権をそれぞれ前項に規定する数ずつ引き受けたことを証するため、本払込期日までに、大要**別紙2.2**の会社法244条に定める総数引受契約を締結する。

# **第3条（払込金額の払込み及び対象会社による新株予約権の発行）**

1. 　各投資家は、本払込期日までに、対象会社に対して、**別紙1**の「払込金額」欄に記載の金額を、対象会社が指定する**別紙1**の「払込口座」記載の口座（以下「**本払込口座**」という。）にそれぞれ振込送金する方法により払い込む（以下、各投資家による払込みを個別に又は総称して「**本払込**」という。）。なお、本払込に要する振込手数料等の費用は、各投資家がそれぞれ負担する。

2. 　対象会社は、本払込期日において、各投資家による本払込の完了と引換えに、当該各投資家に対して**別紙1**の「引受新株予約権数」欄に記載された個数の本新株予約権をそれぞれ発行する（以下、本項に基づくそれぞれの発行を個別に又は総称して「**本新株予約権発行**」という。）。

# **第4条（本新株予約権の権利行使）**

1. 　各投資家は、本新株予約権を行使しようとする場合、**別紙2.1**の定めに従い、**別紙2.1**記載のそれぞれの権利行使価額を本払込口座に又は対象会社が別途指定する方法で払い込む。各投資家は、本新株予約権を行使する場合には、対象会社が別途指定する権利行使手続に従う。

2. 　次回株式資金調達（**別紙2.1**に定義される。）に際して、対象会社が発行株式を引き受ける株主との間で対象会社の運営及び株式の取扱い等に関する株主間契約（その具体的な名称を問わない。）を締結する場合で、当該締結時点までに若しくは当該時点と同時に又は当該時点と近接する時点までに、各投資家保有の本新株予約権が対象会社の株式に転換されるときには、当該各投資家は、当該株主及び対象会社とともに、当該株主間契約に当事者として参加するものとする。

# **第5条（表明及び保証）**

1. 　対象会社は、全投資家に対して、本締結日及び本払込期日（但し、特定の時点が明示されている場合には、当該時点）において、次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

1. （設立及び存続、本契約の締結及び履行）

①対象会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業を遂行すること及び本契約を締結及び履行することのために必要な権限及び権能を有している。②本契約は対象会社により適法かつ有効に締結されており、他の各当事者により締結された時点で、対象会社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、法令等によりその履行が制限される場合を除き、各条項に従い対象会社に対して強制執行が可能である。

1. （本新株予約権の発行及び転換）

①各投資家が本払込期日において本契約の規定に従い自らについての本払込を行った場合に引き受ける**別紙1**の「引受新株予約権数」欄に記載の個数の本新株予約権は、適法かつ有効に発行される。当該本新株予約権には、契約等、定款又は**別紙2.1**に定めるものを除いて、その所有権に負担は存在しない。②各投資家が保有する本新株予約権が対象会社の株式等に転換される場合、対象会社が発行する株式等は適法かつ有効に発行される。当該株式等には、契約等、定款又は当該株式等に係る発行要項に定めるものを除いて、その所有権に負担は存在しない。

1. （許認可等）

対象会社は、本契約の締結及び履行のために必要とされる重要な許認可等の全てを、法令等の規定に従い適法かつ有効に取得又は履践している。

1. （反社会的勢力との関係）

対象会社は、過去及び現在において、反社会的勢力との間に、直接又は間接を問わず何らの資本、組織又は取引上の関係（資金提供を行い又は受けることを含む。）はなく、反社会的勢力の活動又は運営にいかなる態様においても関与していない。

2. 　各投資家は、対象会社に対して、本締結日及び本払込期日（但し、特定の時点が明示されている場合には、当該時点）において、自らに関する次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

1. （本契約の締結及び履行）

①各投資家は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有している。各投資家は、本契約の締結及び履行に関して、法令等又は自らの定款その他の社内規則において必要とされる手続を全て適法に履践している。②本契約は各投資家により適法かつ有効に締結されており、他の各当事者により締結された時点で、各投資家の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、法令等によりその履行が制限される場合を除き、各条項に従い各投資家に対して強制執行が可能である。

1. （法令等との抵触の不存在、許認可等の取得）

各投資家による本契約の締結及び履行は、各投資家に適用される法令等及び司法・行政機関等の判断等に違反しない。また、各投資家は、本契約の締結及び履行のために必要とされる重要な許認可等の全てを、法令等の規定に従い適法かつ有効に取得又は履践している。

1. （反社会的勢力との関係）

各投資家は、過去及び現在において、反社会的勢力との間に、直接又は間接を問わず何らの資本、組織又は取引上の関係（資金提供を行い又は受けることを含む。）はなく、反社会的勢力の活動又は運営にいかなる態様においても関与していない。

# **第6条（必要な手続の履践等）**

　対象会社は、本払込期日までに、本新株予約権発行について、法令等並びに対象会社の定款及び社内規則上必要とされる全ての手続を適法かつ有効に履践する。

# **第7条（配当時の金銭支払い）**

　対象会社は、本新株予約権発行後において株主に対して剰余金の配当を行う場合、当該配当の支払いと同時に、全投資家に対して、以下の算式により算定される本新株予約権１個あたりの支払金額（以下「**配当時支払金額**」という。）に各投資家が保有する本新株予約権の個数を乗じた金額をそれぞれ支払う。なお、以下の算定式における「**別紙2.1**第5条(3)項第②号に定める金額」は、本条に基づく配当時支払金額の算定の目的のためにのみ当該配当の効力発生日を基準日として算定されるものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 配当時支払金額 | ＝ | 対象会社の普通株式  1株あたりの配当額 | × | 本新株予約権1個あたりの払込金額 |
| **別紙2.1**第5条第(3)項第②号に定める金額 |

# **第8条（補償）**

　各当事者は、本契約に基づく自らの義務の不履行又は表明保証が真実若しくは正確でなかったことに起因又は関連して、他の各当事者に損失、損害又は支出（アドバイザーに支払う合理的な費用を含み、以下「**損害等**」という。）を被らせた場合、当該他の各当事者に対して、損害等を賠償又は補償する。

# **第9条（本契約の終了）**

1. 　本契約は、本締結日にその効力を生じ、次の各号に定めるときに終了する。

1. 全当事者で本契約を終了することを書面により合意した場合。
2. 各投資家が**別紙2.1**に定める払込期日までに本払込をせず、本新株予約権を保有しない場合。但し、この場合、当該各投資家に対してのみ本契約が適用されなくなるものとし、本払込を実行した他の各投資家及び対象会社との間では、引き続き、本契約は存続される。
3. 本新株予約権の行使又は本新株予約権の取得条項に定める事由の発生により、**別紙2.1**の定めに従い、全投資家に対して対象会社の株式又は金銭が交付され、本新株予約権の全てが全投資家によって保有されなくなった場合。
4. 前号以外の事由により本新株予約権の全てが全投資家によって保有されなくなった場合。

2. 　本契約の終了は将来に向かってのみその効力を生じ、本契約の終了前に本契約に基づき発生した権利義務は、その終了により影響を受けない。

3. 　本契約が終了した場合であっても、第8条乃至第21条の規定は、引き続き効力を有する。

# **第10条（非連帯債務）**

　各投資家の本契約に基づく権利義務は個別かつ独立した権利義務（義務及び債務は分割債務であり、対象会社に対する連帯債務を構成するものではない。）であり、各投資家はそれぞれ他の各投資家の本契約上の義務について責任を負わない。

# **第11条（秘密保持義務）**

1. 　各当事者は、本締結日から3年間、事前に他の各当事者の同意を得ない限り、(i)本契約の交渉過程に関する情報、(ii)本契約の交渉及び履行の過程において相手方当事者から受領した情報、(iii)本契約の存在及び内容（以下総称して「**秘密情報**」という。なお、対象会社に関する情報については、各投資家との関係でのみ秘密情報として取り扱われ、本条の規律に服するものとする。）を、第三者（①自らの役職員又は②本条に定める秘密保持義務と法令等上又は契約等上同等の秘密保持義務を負うアドバイザーを除く。なお、上記①に関して、各投資家がファンドの場合には、当該ファンドの無限責任組合員又は業務執行組合員を基準に判断する。）に開示、漏洩又は示唆してはならない。但し、次の各号に該当する情報については、この限りではない。

1. 開示を受けた時点において、既に保有していた情報又は既に一般に入手可能であった情報
2. 開示を受けた後に、自らの責めに帰さない事由により一般に入手可能となった情報
3. 開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に入手した情報

2. 　各当事者は、法令等又は司法・行政機関等の判断等により要求又は要請される場合、当該要求又は要請の目的を達成するために必要最小限の範囲内で、秘密情報を開示することができる。

3. 　前二項の定めにかかわらず、対象会社は、事前に全投資家の同意を得ることなく、本契約及び本新株予約権発行による資金調達に関するプレスリリースその他の対外公表を行うことができる。

# **第12条（権利義務の譲渡禁止、本新株予約権の処分の禁止）**

1. 　全当事者は、他の各当事者の事前の書面による同意を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に対してこれを譲渡し若しくは引き受けさせ、第三者のためにこれに担保を設定し、又はその他の処分をしてはならない。

2. 　全投資家は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対してこれを譲渡し若しくは引き受けさせ、第三者のためにこれに担保を設定し、又はその他の処分をしてはならない。

3. 　前二項の定めにかかわらず、各投資家は、関係者が本契約の当事者として参加することを条件として、その保有する本新株予約権の全部を、当該関係者に対して譲渡することができる。この場合、当該各投資家は、当該関係者が署名又は記名押印した本契約の署名ページを、他の各当事者に対して交付しなければならず、当該関係者は当該署名又は記名押印した署名ページ記載の日付で新たに投資家として本契約の当事者に追加され、本契約の条件に拘束されるものとする。

4. 　本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、各投資家の相続人は、本新株予約権を相続した旨を対象会社が合理的に認める証拠資料を添えて対象会社が合理的に指定する期間内に対象会社に対して通知した場合に限り、相続した本新株予約権を**別紙2.1**の定めに従い行使することができる。

# **第13条（支払順位）**

　全当事者は、本新株予約権に基づき負担する債務及び負債（**別紙2.1**に定義される本新株予約権に係るキャッシュアウト金額その他の支払債務を含む。）について、対象会社が一般債権者に対して負担する債務及び負債と同一の支払順位で支払うことを承認する。

# **第14条（転換対象株式数の調整）**

　株式分割、株式併合、株式無償割当てその他これらに類する取引が行われた場合には、本新株予約権の転換により交付される転換対象株式（**別紙2.1**に定義される。）の数は、これに応じて合理的に調整される。

# **第15条（通知、連絡）**

本契約に関連する全当事者間の通知、同意、意思表示その他の連絡は、**別紙1**の「連絡先」記載の連絡先へ、(i)書面による手交、(ii)郵便による送付、又は(iii)電子メール送信のいずれかの方法により行う。また、各当事者は、他の各当事者に対して本条に従った通知をすることにより、連絡先の情報を変更することができる。

# **第16条（費用負担）**

　全当事者は、本契約に別段の定めがある場合及び全当事者間で別途合意した場合を除き、本契約の締結及び履行に関連してそれぞれに発生する費用について、各自でこれらを負担する。

# **第17条（本契約の可分性）**

　本契約の一部の条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることなく、また影響を受けない。

**第18条（本契約及び本新株予約権の修正・変更）**

　本契約及び**別紙2.1**記載の本新株予約権の内容は、対象会社及び多数投資家間の書面による合意により修正又は変更することができるものとし、全当事者は当該修正及び変更に必要な措置を講じるものとする。但し、(i)本新株予約権に係る払込金額の修正又は変更及び(ii)全投資家のうち特定の者を別異に取り扱うことになるような変更又は修正についてはその限りでなく、上記合意に加え、当該修正又は変更後の条件又は内容が適用されることとなる各投資家の書面による同意がなければ当該修正又は変更を行うことができない。

# **第19条（準拠法・裁判管轄、言語）**

1. 　本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。本契約に関連して生じた一切の紛争又は請求については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 　本契約は日本語で作成され、必要に応じて当該日本語版を基に英語に翻訳する。但し、日本語版と英語版との間で内容に矛盾又は抵触がある場合には、日本語版が優先する。

# **第20条（副本、署名方法）**

1. 　本契約は複数の副本により締結することができるものとし、それぞれの副本に署名又は記名押印した各当事者に対して執行可能であり、その全てが一体となって1通の契約書面となる。また、電子メールによるPDF形式での各当事者が署名又は記名押印した本契約の署名ページの交付は、当該署名ページを直接手交した場合と同等の効力を有する。

2. 　前項の規定にかかわらず、本契約は一方の各当事者が利用する電子契約サービスを通じて、全当事者がクラウド上で本契約に関して締結を行う方法により締結することができる。この場合、本契約の原本は締結により生成された電子ファイルとし、当該一方の各当事者が利用する電子契約サービスにて保管する。

# **第21条（誠実協議）**

　本契約に定めのない事項又は本契約の解釈若しくは履行に関する事項につき疑義が生じた場合、全当事者は、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、相互に誠実に協議の上、これらの解決に努める。

（以　下　余　白）

　本契約の締結を証するため、全当事者は、本契約を（電磁的に）作成し、署名若しくは記名押印（又はこれに代わる電磁的処理を施）し、各当事者において保管する。

　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 対象会社： |  |
|  |  |

　本契約の締結を証するため、全当事者は、本契約を（電磁的に）作成し、署名若しくは記名押印（又はこれに代わる電磁的処理を施）し、各当事者において保管する。

　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 投資家： |  |
|  |  |
|  |  |

本契約の締結を証するため、全当事者は、本契約を（電磁的に）作成し、署名若しくは記名押印（又はこれに代わる電磁的処理を施）し、各当事者において保管する。

　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 投資家： |  |
|  |  |
|  |  |

**別紙1**

当事者の情報等及びSAFE型新株予約権の発行条件等

| 1. **投資家** |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名・名称 | 連絡先 | 引受新株予約権数 | 払込金額 |
| [投資家] | 住所：  担当者・担当部署：  E-mail： | [●●●●]個 | [●●●●]円 |
| [投資家] | 住所：  担当者・担当部署：  E-mail： | [●●●●]個 | [●●●●]円 |

| 1. **対象会社の情報等** | |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内　　容 | |
| 名称 | [対象会社(SAFE発行主体)の名称] | |
| 払込口座 | 金融機関名：  店　　　名：  口座種別：  口座番号：  口座名義人： | |
| 連絡先 | 住所：  担当者：  電話番号：  E-mail： | |

| 1. **SAFEの発行条件等** |  |
| --- | --- |
|  | 内　　容 |
| 発行する新株予約権 | 別紙2.1に定める第1回SAFE型新株予約権 |
| 払込期日 | [●●●●]年[●●]月[●●]日 |
| 1個あたり払込金額 | [●●●●]円 |
| 1個あたり権利行使価格 | 1円 |

# **別紙2.1**

**第1回SAFE型新株予約権発行要項**

第1回SAFE型新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行要項は以下のとおりである。

1. 発行会社

[●●●●]（以下「当社」という。）

2. 募集する新株予約権の数

[●●●●]個

3. 新株予約権の払込金額

本新株予約権の払込金額：[●]円（新株予約権1個あたり）（以下、本要項において新株予約権1個あたりの払込金額を「発行価額」又は「払込金額」という。）

4. 新株予約権の割当日及び払込期日

[●]年[●]月[●]日（以下「割当日」という。）

新株予約権の内容

5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式（以下「転換対象株式」という。）の種類は当社の普通株式とする。但し、次回株式資金調達（本条第(3)項第①号に定義される。以下同じ。）により発行する株式が普通株式以外の種類株式である場合には、次の各号のいずれかとする。

① 当該種類株式の発行価額が転換価額（本条第(3)項に定める。以下同じ。）と同一の場合には、当該種類株式

② 当該種類株式の発行価額が転換価額と異なる場合には、当該種類株式の内容につき、1株あたりの優先配当額及び残余財産優先分配額、並びに当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算定上用いられる取得価額が適切に調整され、その他必要な調整が行われた当該種類株式とは異なる種類株式

(2) 本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の保有する転換対象株式を処分する数は、以下の算式により算定される。但し、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する転換対象株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新たに発行又は処分する転換対象株式の数 | ＝ | 本新株予約権の発行価額の総額 |
| 転換価額 |

(3) 上記算定式の「転換価額」とは、次の各号のうちいずれか低い金額（小数点以下切り捨て）をいう。

① 割当日以降に資金調達を目的として当社が行う（一連の）株式の発行（以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたり発行価額に[●]を乗じた額

② [●●]円（以下「評価額上限」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定される場合には、払込期日の初日）の直前における完全希釈化後株式総数で除して得られる額

(4) 前項第②号に定める「完全希釈化後株式総数」とは、当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利又は証券（以下「株式等」という。）の合計数（但し、当社が保有する株式等を除く。）として、以下の算式に従い算定される数（小数点以下切り捨て）をいう。なお、完全希釈化後株式総数の算定上、(a)同一の株式等は重複して加算しないものとし、(b)普通株式以外の株式等については全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、(c)未発行新株予約権等（本項第①号(iii)に定義される。）があるときは、未発行新株予約権等の全てが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 完全希釈化後株式総数 | ＝ | SAFEその他同種CE除外時株式総数 |
| 1-(本新株予約権持分下限比率＋同種CE型新株予約権持分下限比率) |

① 上記算定式の「SAFEその他同種CE除外時株式総数」とは、以下の(i)から(iii)に定める株式等（但し、当社が保有する株式等及び次回株式資金調達により発行される株式を除く。）の合計数をいう。

(i) 発行済みの普通株式及び種類株式

(ii) 発行又は付与済みの新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利又は証券。但し、本新株予約権及び同種CE型新株予約権（名称、払込金額、払込期日及び転換価額を除き、本新株予約権と実質的に同等又は類似の内容を有する新株予約権として、当社代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が合理的に決定するものをいう。）は除く。

(iii) 当社において発行又は付与を予定しているが未発行又は未付与の新株予約権及び株式（以下「未発行新株予約権等」という。）。なお、未発行新株予約権等には、未発行のオプション・プール（発行又は付与されていないが、株主総会決議、取締役会決議、当社との新株予約権付与契約等の締結、当社と株主との株主間契約等の締結等によって、将来において発行若しくは付与可能な状態で留保され又は発行若しくは付与が約束されている一定数の新株予約権及び株式をいう。）を含むが、次回株式資金調達に関連してオプション･プールが増加する場合には、当該増加分は含まないものとする。

② 同種CE型新株予約権につき、当該同種CE型新株予約権における前項第①号に相当する額（ディスカウントレートの適用により決定される額）が転換価額となる場合は、SAFEその他同種CE除外時株式総数の算定上、当該同種CE型新株予約権は、前①号(ii)にいう新株予約権に含まれるものとし、算定時点で全て当該転換価額に従い普通株式に転換され普通株式が発行されたものと仮定する。なお、当該同種CE型新株予約権について、次③号にいう「同種CE型新株予約権持分下限比率」の数値は0とする。

③ 上記算定式の「本新株予約権持分下限比率」及び「同種CE型新株予約権持分下限比率」は、それぞれ以下(i)及び(ii)に定める数値をいう。なお、前②号に従って「同種CE型新株予約権持分下限比率」の数値が0となる場合、当該同種CE型新株予約権について以下(ii)の算定を要しない。

(i) 「本新株予約権持分下限比率」とは、本新株予約権の発行価額に本新株予約権の総数（但し、当社が保有するものを除く。）を乗じて得られる金額を、評価額上限で除して得られる数をいう。

(ii) 「同種CE型新株予約権持分下限比率」とは、同種CE型新株予約権の1個あたりの発行価額に当該同種CE型新株予約権の総数（但し、当社が保有するものを除く。）を乗じて得られる金額を、当該同種CE型新株予約権の評価額上限に相当する額で除して得られる数をいう。なお、同種CE型新株予約権が複数存在する場合は、複数の当該同種CE型新株予約権について、それぞれ本(ii)の定めに従い得られる数の合計数をもって、「同種CE型新株予約権持分下限比率」とする。

(5) 当社が支配権移転取引又は上場Exitを決定又は承認する場合における「転換価額」は、評価額上限を、次の各号に定める日の直前における完全希釈化後株式総数で除して得られる額とする。

① 支配権移転取引の場合、当該支配権移転取引の効力発生日

② 上場Exitの場合、上場申請に係る主幹事証券会社から本新株予約権の転換の要請を受けた日（当該要請を受けない場合には、当社による上場Exitの申請を行う旨の決定後上場日までの日であって当社の代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日）

本要項にいう「支配権移転取引」とは以下(i)乃至(vi)に定めるいずれかの取引をいい、「上場Exit」とは以下(vii)に定めるものをいう。

(i) ある特定の者が、単独で又はその関係者（当該特定の者につき、当該者を支配する者、当該者に支配される者、又は当該者と共通の支配下にある者をいう。）と共同して、当社の総株主の議決権の過半数を保有又は取得するに至る、当社の株式等の発行、譲渡又は移転

(ii) 当社が消滅会社となる合併（当該取引の直前における当社の株主が、存続会社又はその親会社の総株主の議決権の過半数を保有する場合を除く。）

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転（当該取引の直前における当社の株主が、完全親会社又はその親会社の総株主の議決権の過半数を保有する場合を除く。）

(iv) 当社が株式交付子会社となる株式交付（当該取引の直前における当社の株主が、株式交付親会社又はその親会社の総株主の議決権の過半数を保有する場合を除く。）

(v) 当社が分割会社となる事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（当該取引の直前における当社の株主が、承継会社若しくは新設会社又はそれらの親会社の総株主の議決権の過半数を保有する場合を除く。）

(vi) 当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分

(vii) 当社の株式の国内外におけるいずれかの金融商品取引所への上場

(6) 前項に定める「完全希釈化後株式総数」は、本条第(4)項の定めに従い算定する。但し、本項の場合における「SAFEその他同種CE除外時株式総数」は、以下の(i)及び(ii)に定める株式等（但し、当社が保有する株式等を除く。）の合計数とし、その算定上、本新株予約権及び同種CE型新株予約権は、以下(ii)にいう新株予約権には含まれないものとする。

(i) 発行済みの普通株式及び種類株式

(ii) 発行又は付与済みの新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利又は証券。但し、支配権移転取引又は上場Exitに伴い、発行又は付与済みの新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利又は証券の保有者が、当該権利又は証券の内容に従い、当社の株式以外の対価を当社から受領する場合、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利又は証券を除く。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

8. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、次回株式資金調達の発生、又は支配権移転取引若しくは上場Exitの当社による決定若しくは承認のいずれかを条件として行使することができる。

9. 金銭を対価とする新株予約権の取得条項

(1) 当社が支配権移転取引又は上場Exitを決定又は承認した場合、当社は、(i)支配権移転取引の場合は、その効力発生日又はそれに近接する日であって当社代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日を取得日、(ii)上場Exitの場合は、当社による上場Exitの申請を行う旨の決定後上場日までの日であって当社代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権を全て取得し、それと引き換えに、各本新株予約権につき、1個あたり、以下の各号に定める金額のうちいずれか高い金額に相当する金銭を交付する。

① 本新株予約権の発行価額の1倍（以下「キャッシュアウト金額」という。）

② 本要項第5条第(5)項の定めに従い本新株予約権の発行価額を転換価額で除して得られる数（小数点以下切り捨て）に、当社の普通株式1株あたりの公正価額を乗じて得られる額（小数点以下切り捨て）。本項における当社の普通株式1株あたりの公正価額とは、(i)支配権移転取引の場合には、当該支配権移転取引に係る最終契約に規定される普通株式1株あたりの対価（対価が金銭以外の財産である場合、当該財産に関する普通株式1株あたりの公正価額として当社の代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）により合理的に決定される額）、(ii)上場Exitの場合には、上場申請に係る主幹事証券会社が算定した目論見書記載又は目論見書記載予定の当社の普通株式1株あたりの株価（当該株価がレンジで記載される場合はその上限額とその下限額の平均値）とする。

(2) 当社が(i)事業の終了若しくは廃止又は(ii)解散について承認若しくは決定する場合、当社は、その承認日若しくは決定日又はそれらに近接する日であって当社代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権を全て取得し、それと引き換えに、各本新株予約権につき、1個あたり、キャッシュアウト金額に相当する金銭を交付する。

10. 株式を対価とする新株予約権の取得条項

次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当社は、次回株式資金調達の実行日又はそれに近接する日であって当社代表取締役（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権を全て取得し、それと引き換えに、当該本新株予約権の発行価額を取得日時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、転換対象株式の数の算定にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

11. 譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）の承認を要する。本新株予約権の質入等の処分は認めない。

12. 資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の金額は、前(1)号記載の資本金等増加限度額から同号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

**別紙2.2**

**新株予約権総数引受契約書**

下記「引受人」欄記載の者（以下「引受人」という。）及び下記「発行会社」欄記載の者（以下「発行会社」という。）は、別紙の発行要項に定める新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の引受けに関して、以下のとおり、新株予約権総数引受契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （本新株予約権の割当て）

　発行会社は、本新株予約権を以下の要領で引受人に割り当て、引受人は、他の引受人とともに本新株予約権の総数を引き受ける。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （1） | 新株予約権の総数 | [●]個 | |
| （2） | 割当方法 | 第三者割当ての方法により、引受人に対して以下のとおり本新株予約権の全てを割り当てる。 | |
|  | | [引受人] | [●]個 |
|  | | [引受人] | [●]個 |
|  | | [引受人] | [●]個 |

第2条 （総数引受け）

　発行会社及び引受人は、本契約が会社法第244条第1項に規定される募集新株予約権の総数の引受けを行う契約であり、第1条に基づく本新株予約権の引受けに会社法第242条及び第243条の規定が適用されないことを確認する。

以上を証するため、当事者は本契約に署名又は記名押印する。

[●●●●]年[●]月[●]日

（引受人）

（発行会社）